



# こんにちは日本共産党です 八千代市議団ニュース

堀口明子 ☎047-767-5030

伊原 忠 ☎047-488-7207

飯川英樹 ☎080-1239-8132

日本共産党  
八千代市議団  
ホームページ

<https://jcp-yachiyo.jp>

日本共産党八千代市議団メール：[kyousan@jcp-yachiyo.jp](mailto:kyousan@jcp-yachiyo.jp)



第662号  
2025年2月3日

発行  
日本共産党  
八千代市議会議員団  
八千代市大和田新田  
312-5

## 要支援の方も障害者控除を受けられる八千代市へ

2月16日より確定申告の受付がはじまります。「これまで確定申告をしたことがない」「税務署や市役所からの請求どおりに払っている」という方、もしかしたら、あなたは高い税金を払っているかもしれません。4月以降の税金の支払いにあたって、税額が下がる可能性があります。

介護認定を受けている方は、「障害者控除」の対象となっています。ところが自治体によって適用範囲が異なります。

例えば、流山市では要支援1・2の方にも障害者控除を受けられるようになっています。

また、ホームページでは「障害者控除対象者認定を受けた方は、所得税の(準)確定申告、相続税の申告、市・県民税の申告で障害者控除を受けられる。」と記載されています。障害者控除対象者認定の範囲が要介護(要支援)認定と対象範囲が広がっているだけでなく、障害者控除を受けられる範囲も広がっていることがわかります。

しかし、八千代市では、要介護度1以上の方には障害者控除を受けられますが、要支援1・2の方は障害者控除を受けることができません。

確定申告で控除を受けられるかどうかは大きな違いです。次年度(今年4月)以降の税金の支払額が変わるので、八千代市でも要支援1・2の方も障害者控除を受けられるようすべきです。住んでいる自治体によって差が生じることがないように、私たち日本共産党市議団は取り組んでまいります。

## 障害者控除を受けると税金が戻ってきます

八千代市の長寿支援課のホームページにも書かれていますが、昨年11月15日号の広報やちよでは「65歳以上で要介護認定済(要介護1以上)の人には一定の条件を満たす場合に、身体障害者手帳がなくても所得税や住民税の控除を受けるための障害者控除対象者認定書を発行できます。」と書かれています。

- 手続きとして、①事前に電話で確認、  
②申請し認定を受ける(認定書は一週間程度で郵送)、  
③税務署に確定申告となっています。

●参照

八千代市ホームページ  
障害者控除及びおむつ代の  
医療費控除の申請手続き



さらに八千代市では、オムツ代の「医療費控除」を受けることができます。そのための手続きとして、初回は医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

## 日本共産党の提案と取り組み

広報やちよ11月15日号が出てから、長寿支援課には問い合わせが増えているようです。しかし、個別に対象者へ通知がされていないために制度を利用できていないケースがあります。日本共産党市議団は、みなさんの暮らしをさらに良くしていくために以下の3点を市に提案し、実現に向けて取り組んでいきます。

- ①障害者控除対象者認定の範囲を要支援者まで広げること。
- ②障害者控除の受けられる制度範囲をさらに広げること。
- ③対象者に個別に通知を出してお知らせすること。